

年 月 日

(宛先) 山形市長

申請者 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

専門人材就職支援給付金交付申請書

令和6年度において、専門人材就職支援給付金 80,000円 を交付されるよう、山形市補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添え申請します。

【必要書類の提出について】

申請者本人は、就業を開始した日から6か月を経過する日以内（令和7年3月31日まで）に専門人材就職支援給付金交付申請書（様式第1号）に次の書類等を添付のうえ、市に申請してください。なお、申請書には日付は記載しないでください。

◎添付してもらう書類等の一覧

チェック	提出書類等	利用目的
	免許証またはパスポート	申請者本人の確認
	合格通知書（写し）	試験合格日の確認
	専門資格の免許証（写し）	資格取得日の確認
	雇用契約書または労働条件通知書	就業開始日及び就業場所の確認
	健康保険証	社会保険加入の確認
	雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書	雇用保険加入履歴の確認
	補助金の入金を受ける通帳またはキャッシュカード	振込先の口座確認
	口座振替請求書（手続きの際、ご記入いただきます。）	口座振替の請求書

◎お問い合わせ・申請先

山形市商工観光部産業政策課（市役所本庁舎 6階）

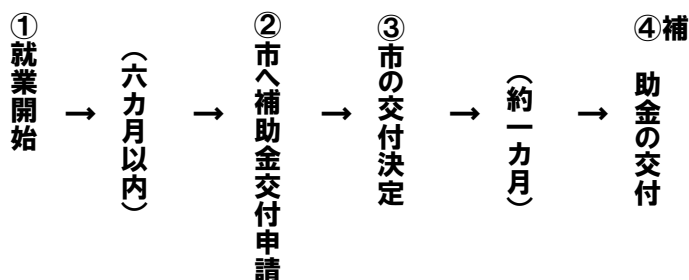
働きやすさ追求室

電話641-1212 内線415

◎Eメールによるお問い合わせ

hataraki@city.yamagata-yamagata.lg.jp

◎申請手続きの流れ



※ 補助金交付申請は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります！！

(参 考)
申請書が受理されてから次の通知が、本人あてに通知されます。

産 政 第 号
年 月 日

様

山 形 市 長 ⑩

令和6年度専門人材就職支援給付金の交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付けで申請がありましたみだしの給付金につきましては、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定するとともに、同規則第14条の規定により給付金の額を確定しましたので通知します。

給付金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

1 給付金交付決定額 80,000 円

2 交付の条件

- (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項の規定を遵守してください。
- (2) 山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を事業の完了日が属する年度の翌年度から起算して5年間は整理・保存してください。